製紙産業からみたクリーンウッド法について

~合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会 発表資料~

2021年11月29日日本製紙連合会

日本製紙連合会

·設立1972年4月

1946年に設立された「紙及びパルプ工業会」に板紙、パルプ材などの関連団体が合併して設立

・事業内容

製紙産業の健全な発展を目的に、主要な紙・板紙の原紙メーカーで構成される業界団体

・<u>会員</u>

正会員31社 団体会員6団体

賛助会員43事業所

加盟会社の全国紙・板紙原紙生産カバー率 87.9%

1. 製紙連における合法性の確認

- (1) 合法性確認のための林野庁のガイドライン
- ・グリーン購入法の判断基準のために合法性を確認する方法として林野庁のガイドラインが示されている。
- ・その中で合法性を確認する方法としては3つの方法が定められている。
 - ①森林認証による方法
 - ②団体認定による方法
 - ③個別企業の独自の取組による方法
- ・製紙業界は、③の個別企業の独自の取り組みによる方法により、 2007年度から日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業 を実施し、使用する製紙原料の合法性を確認してきた。

(2) 林野庁ガイドラインに基づく合法性確認の具体的手法

- ①会員各社が行う、
 - イ) 違法伐採木材は取り扱わないという原料調達方針の策定
 - □) サプライヤーから違法伐採木材を取り扱わないという誓約 書の入手
 - ハ)トレーサビリティーレポートの入手や現地確認を行う合法 証明システムの作成
 - こ) イ),ロ),ハ)に係る関連書類の入手と5年間の保管
- ② 上記①について製紙連事務局が行うモニタリング調査
- ③ 上記①,②について外部委員による第三者監査の実施
- ④ 上記①~③の違法伐採対策の実施状況を製紙連HP等で公表

(3)日本製紙連合会合法証明デューディリジェンス(DD) システムマニュアル

クリーンウッド法の施行以降は、連合会が策定したDDシステムマニュアルに基づき、会員企業が各社独自のDDシステムを策定し、取扱い原料について

- ①サプライチェーン情報へのアクセス (樹種、学名、伐採地、製品の種類、数量、合法証明書 サプライヤーリスト(商号、国名、住所)など)
- **②リスクアセスメント**
- ③リスク緩和措置

という3つの段階を踏み、原料の違法リスクを最小化する措置をとっている。

(4)第3者監査の実施

- ①違法伐採対策モニタリング事業の監査委員会(外部委員)による監査
- ②クリーンウッド法によって定められている登録実施機関による 監査

2. クリーンウッド法見直しに向けた提案

(1)第一種木材関連事業者の登録の義務化

合法伐採木材の流通を促進するためには、「木材等の入口」つまり第一種木材関連事業における合法性の確認が極めて重要である。第一種木材関連事業での確認が100%なされたうえで、合法性の確認できない木材等の流通を禁止すれば、第二種木材関連事業での合法性確認や分別管理の必要性もなくなり負担も軽減されるのではないか。

したがって、第一種木材関連事業者に該当する者の登録は義務 化すべき。

(2) 登録木材関連事業者のメリットの創出

仮に第一種木材関連事業者の登録の義務化が難しいのであれば、 事業者のボランタリーな登録の割合を増やす必要がありそのため には登録のメリットをわかりやすく提示することが必要。

登録木材関連事業者は、合法性が確認できた製品しか出荷できないとしたうえで、グリーン購入法に基づく木材等に係る製品の政府調達に参加することができるのは、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者に限定すべき。

(3)合法性が確認できない木材等の流通の禁止

登録木材関連事業者は、DD(デューディリジェンス)により木材等のリスク評価を行った後、追加的措置を行ったにもかかわらずリスクの緩和がなされない木材等についても、合法性の確認ができた木材等と分別管理を行えば流通させることが出来ることとなっており、このことが合法伐採木材の利用促進にとってマイナスとなっているのではないか。

したがって、リスクの緩和がなされていない木材の流通を禁止 すべき。

(4)クリーンウッド法対象物品の拡大

法律で対象としている「木材等」とは「木材及び木材を加工し、 または主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務 省令で定めるもの」としているが、主務省令で定めるものは、 「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グ リーン購入法)」の対象物品のみとなっており、合法伐採木材等 の流通及び利用の促進に資する効果は限定的とならざるを得ない。 対象物品の範囲を拡大すべき。